

令和元年5月7日開催

箕輪町農業委員会第15回総会

# 会 議 録

1. 開催日時 令和元年5月7日(火) 午後3時から午後3時40分

2. 開催場所 役場大会議室

3. 出席委員(22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克成
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局長	三井	清一
事務局次長	丸山	敦
事務局書記	濱	麻利子

## 5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について  
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について  
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

局 長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。ご苦労さまでございます。

農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

（農業委員会憲章の唱和）

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

こんにちは、農作業が忙しい中ご苦労様です。年号が令和となり初の農業委員会。新しい年号になっても、やることは変わらない。10連休の長期休みだったが、農業者はそうはいかない。水稻、果樹等始まっている。4/28霜被害が、当町でも発生した。詳細については、協議会において事務局より説明をいただくこととなっている。

局 長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議 長

ただいまから第15回総会を開会いたします。ただ今の出席委員は22人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

4月の経過報告について申し上げます。

4月第14回総会を4月8日（月）に行い、農地法第3条5件については、総会后9日付けで許可書を交付しました。農地法4条の転用審議案件2件と農地法5条の転用審議案件10件については、総会后9日付けで許可書を交付しました。4月10日に、酪農家上田渡氏の農地調整会議が行われ、該当地区の委員さんが参加頂きま

した。お疲れ様です。本日午前中に5月転用案件現地確認を行いました。また、本日総会に先立ち役員会を開催しました。以上で4月の報告を終わります。

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

3番北條眞一委員・4番代田三男委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。







事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 説明をいたします。

1つ目の案件です。贈与による所有権移転の申請でございます。

土地の表示は、 m<sup>2</sup>

譲渡人はにお住まいのさんです。足が不自由であり、農地の管理ができない為、農業経営を縮小するものです。譲受人はさんの親戚にあたるのさんです。申請地は、現在もさんが野菜を栽培しており、贈与で農地を取得し農業経営の拡充を図るものです。農地取得後の耕作面積は23.5aで地域の下限面積5aを満たしております。

位置図は、1ページになります。

2つ目の案件です。売買による所有権移転の申請でございます。






土地の所在は、 m<sup>2</sup>

 m<sup>2</sup>

 m<sup>2</sup>

 m<sup>2</sup>






 m<sup>2</sup> となります。

譲渡人は、にお住まいのさん。相続で受けた農地であるが、遠方に住んでおり農地の維持管理ができず譲り渡すものです。譲受人であるのさんは今回の農地を現在も借りて管理しており、農業経営の拡充をするものです。農地取得後の耕作面積は75.56aで地域の下限面積5aを満たしております。売買金額は、円になります。

位置図は4ページになります。

3つ目の案件です。贈与による所有権移転の申請でございます。

土地の所在は、 m<sup>2</sup>

譲渡人は、にお住まいのさん。相続で受けた農地であるが、遠方に住んでおり農地の維持管理ができず譲り渡すものです。譲受人であるのさん、さんの親戚にあたり、該当地付近の土地を管理して





ベートスペースが不足している、保有車両が増え駐車スペースが不足、住宅が老朽化して建て替え時期が来ていることから申請地に住宅を建てる計画をしております。

農地区分は、周りを宅地に囲まれた生産性の低い消極的 2 種農地該当し、第 2 種農地にあたり、位置的代替性がないと判断します。

位置図は農地転用申請位置図の 5 ページになります。

議案第 2 号についての説明は以上になります。ご審議をお願いします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。  
1 番の案件について、藤澤昭二委員。

藤澤委員

4/18 ■さんが来て説明。現地も確認しましたが、問題無いと思います。

議 長

2 番目の案件について、原美鈴委員

原委員

4/23 岡田調査士がきて説明。父親、祖父を早くに亡くし現状田も行なっていなかった状況。内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長

ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。  
(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。  
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第 2 号議案については原案のとおり認めることに決定しました。  
日程第 4 議案第 3 号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 3 号 農地法第 5 条の許可申請について説明をいたします。

1 つ目の案件です。贈与による所有権移転に伴う通路用地の申請です。  
土地の所在は、■■■■■■■■■■ m<sup>2</sup>になります。  
■■■■さんは、■■■■■■■■■■に住宅を建設する予定であるが、町道に接するため同所■■■■■■■■■■の雑種地 ■■■■筆を譲り受けた。通路は他の土地も利用できるように 5m 幅員とし、整備後町に寄付する予定である。







を行った農地の状況となります。

1 ページは、総括表となります。

畑 7,334 m<sup>2</sup> であります。

2 ページから 3 ページは、貸し手の状況となります。

利用権の設定期間は、令和元年 5 月 8 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年間となります。

4 ページは、借り手の状況となります。

4 ページは、辰野町の■■■■さんで、「畑」 13 筆 7,334 m<sup>2</sup> となります。

■■■■さんは、りんご農家です。

議案第 4 号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第 4 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 4 号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第 6 議案第 5 号について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。

初めに①につきましてお願いします。

1 ページは、総括表となります。

田 14,411 m<sup>2</sup>、畑 23,643 m<sup>2</sup> 計 38,054 m<sup>2</sup>

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

2 ページは、3 年新規 1 筆 畑 705 m<sup>2</sup>

3 ページは、3 年継続 1 筆 田 317 m<sup>2</sup>

4 ページから 5 ページは、5 年新規 9 筆 田 7,022 m<sup>2</sup> 8 筆 畑 8,548 m<sup>2</sup>

合計 15,570 m<sup>2</sup>

6 ページは、5 年継続 4 筆 田 4,525 m<sup>2</sup> 1 筆 畑 3,237 m<sup>2</sup>

合計 7,762 m<sup>2</sup>

7 ページは、7 年新規 2 筆 田 1,539 m<sup>2</sup>

8 ページは、10 年新規

1 筆 田 1,008 m<sup>2</sup>、13 筆 畑 11,153 m<sup>2</sup> 合計 12,161 m<sup>2</sup>  
となります。

続きまして、②農用地利用集積円滑化事業分に関しまして説明いたします。

1 ページは総括表となります。

畑 3 筆 4,822 m<sup>2</sup>となります。

2 ページは貸し手の状況となります。今回は、1 名の方についての設定となっております。

3 ページは借り手の状況となります。

■■■■の■■■■さんで、畑 3 筆 面積 4,822 m<sup>2</sup>となります。

■■■■さんは、りんご農家です。

議案第 5 号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第 5 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 5 号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして、日程第 7 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について説明をいたします。  
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたもの 平成 31 年 3 月から平成 31 年 4 月までの内訳になります。5 件 解約の届出がありました。  
次期耕作者が決まっている方が、1 件。自作が 1 件となっております。  
報告第 1 号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長

報告第 1 号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第 1 号は聞き留めて参ります。

続きまして、日程第 8 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の平成31年4月の受付分になります。全部で1件ございました。町内お住まいの方となりますが、複数筆ある状況でありますので、地元の農業委員さんも注意して見ていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

報告第2号に付しましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長

報告第2号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第2号は聞き留めて参ります。

複数相続により取得されておりますので、地元の農業委員さんは、注視していただきたいと思えます。

議長

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかきたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思えます。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

---

3 番

---

4 番

---